

地 域 指 定 年 月	昭和 45 年度
整備計画策定年月	昭和 48 年度
計 画 変 更 年 月 日	昭和 63 年度
	平成 9 年度
	令和 8 年度

幸手農業振興地域整備計画書

令和 8 年 9 月

埼玉県幸手市

目 次

第1	農用地利用計画.....	1
1	土地利用区分の方向.....	1
	(1) 土地利用の方向.....	1
	(2) 農業上の土地利用の方向.....	5
2	農用地利用計画	8
第2	農業生産基盤の整備開発計画.....	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
	(1) 農業生産基盤の整備の方針.....	9
	(2) 地区別整備の方針.....	9
2	農業生産基盤整備開発計画.....	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
4	他事業との関連	11
第3	農用地等の保全計画.....	12
1	農用地等の保全の方向.....	12
2	農用地等保全整備計画.....	12
3	農用地等の保全のための活動.....	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	14
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	15
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ..	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
第5	農業近代化施設の整備計画.....	17
1	農業近代化施設の整備の方向.....	17
2	農業近代化施設整備計画.....	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	18
4	森林の整備その他林業振興との関連.....	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	20

3	農業従事者就業促進施設.....	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
第8	生活環境施設の整備計画.....	22
1	生活環境施設の整備の目標.....	22
2	生活環境施設整備計画.....	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	23
第9	付図	24
別 記	農用地利用計画.....	25
	(1) 農用地区域.....	25
	(2) 用途区分	25

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 本市の位置

幸手市（以下「本市」という。）は、埼玉県の北東部に位置し、東側に江戸川、北側に中川及び権現堂川が流れ、東西 8.8km、南北 7.6km で、総面積は 33.93 km²です。

また、都心から 50km 圏内にあり、北部は茨城県五霞町、東部は千葉県野田市、西部は久喜市、南部は杉戸町に隣接しています。

(イ) 自然条件（地形、土壌、気象、水利）

本市の地形は概ね平坦で、標高が最も高いのが外国府間地区の 15.9m、最も低いのが戸島地区の 4.7m となり、標高差はわずか 11.2m です。

地勢は、市域東部の江戸川右岸が下総台地の一部となっていますが、他は利根川や渡良瀬川の氾濫によって形成された中川低地（後背湿地）となっており、古くから水田として利用されています。

地質は、利根川の氾濫による沖積層に属した壤土が大部分を占めますが、一部江戸川に沿った大字榎野地地区は洪積層となっています。

本市は、利根川の扇状地に発達した平野に位置していますが、江戸川沿いの榎野地地区の一部は、標高約 10m の台地をなし、畑地帯となっています。

こうしたなか、本市は、県内でも有数の水田地帯となっており、農業用水は取水源を利根川、江戸川に依存し、葛西用水、中島用水により各地域に導水灌がいされています。また、排水については、倉松川及び神扇落を経て、中川へと排水されています。

気候は、いわゆる表日本気候帯に属しています。四季の変化は規則正しく明瞭で、1 年間の平均気温は約 16℃、降雨量は年平均約 1,300 mm であり、時折台風・雷雨等の気象災害にみまわれています。特に 6 月から 10 月の初めにかけての梅雨から台風の時期には特に雨が多くなっています。

(ウ) 歴史・交通運輸条件

本市は古くから水が豊富で農業の盛んな地域であり、河川・陸上交通の要衝として、また交易・商業・文化の中心地として発展してきました。

江戸時代には、権現堂川・江戸川などの河川改修や葛西用水路などの農業用排水路の整備により、多くの新田が開発され、農業が盛んに行われる一方、河川を利用した船便が江戸と連絡していたため、権現堂河岸（現北 3 丁目）や関宿向河岸・向下河岸（現西関宿）には回船問屋が軒を並べ、活況を呈していました。

現在の市街地は、この頃、日光道中と日光御成道の合流点の宿場として栄え、近隣の商業・文化の中心地となっていました。

明治時代には、東北本線の開通などにより船運は衰退しましたが、その後東武鉄道日光線及び一般国道4号の開通などにより都市化が進展し、南部や西部には住宅団地が形成され、北部には工業団地が造成されてきました。

また、平成27年の首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）幸手インターチェンジの開通に合わせて、幸手中央地区産業団地も整備され、多くの企業が立地しています。

（エ）農業振興地域

本市の農業振興地域（以下「本地域」という。）は、令和5年12月末現在2,642.8haとなっており、うち農用地が1,795.1ha（67.9%）を占めています。農用地の多くは水田として利用され、米を主体とした農業経営が行われてきました。また、一部の畑では、だいこん、ばれいしょ、さといも、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、スイートコーンなど多様な野菜などの栽培が展開され、一部施設ではトマト栽培が見られます。これらは、平成25年にオープンしたJA埼玉みずほの農産物直売所「さくらファーム」でも販売されています。

本地域は、自然的・社会的条件により、「権現堂川地区」、「吉田地区」、「八代中央地区」、「八代南部地区」、「八代東部地区」、「行幸地区」、「桜田地区」の7地域に区分されます。

「権現堂川地区」は、本市の北部に位置しており、地区の東を圏央道が通っています。地区内の農用地は、全体として中川の右岸に広がる水田地帯となっており、埼玉県を事業主体としたほ場整備事業により、標準区画が30a程度の水田が整備されています。

「吉田地区」は、本市の東部、中川沿岸地域と江戸川との間に位置し、地区のほぼ中央部を南北に一般国道4号バイパスが通っています。地区内の農用地は、中島用悪水路土地改良区を事業主体としたほ場整備により、標準区画が30a程度の水田が整備されています。

「八代中央地区」は、本市の中ほどで、圏央道の南側に位置しています。地区内の農用地は、埼玉県を事業主体としたほ場整備事業により、標準区画が30a程度の水田が整備されています。

「八代南部地区」は、市の南部、圏央道の南側に位置しています。地区内の農用地は、倉松川沿岸に広がる水田地帯です。また、埼玉県を事業主体としたほ場整備事業により、標準区画が30a程度の水田が整備されているほか、大島新田で干拓等事業が実施された地区です。

「八代東部地区」は、市の南東部に位置しています。地区内の農用地は、中川右岸

の水田地帯であり、埼玉県を事業主体としたほ場整備事業により、標準区画が 30a 程度の水田が整備されています。

「行幸地区」は、市の北西部に位置し、東西を結ぶ都市計画道路（県道加須幸手線）が整備されています。地区内の農用地は、中川右岸や権現堂川右岸の水田地帯となっており、円藤内土地改良区を事業主体としたほ場整備により標準区画が 30a 程度の水田が整備されています。

「桜田地区」は、市の西部、香日向住宅団地の南に位置しています。地区内の農用地は水田を中心とした地区です。

（オ）土地利用の構想

本地域は、北部から南東部にかけて中川、東側を江戸川が流れているほか、中央部を倉松川が流れるなど、水源が豊かで高低差も少なく、水田農業に適しています。

昭和40年代から50年代にかけて、多くの地区ではほ場整備も進められ、標準区画が30a程度の水田地帯が整備されてきました。

その後、都市化の進展や圏央道の開通、幸手インターチェンジの設置などにより、一部は流通業務系の産業団地（幸手中央地区産業団地）として整備されてきました。

今後の土地利用においては、土地が現在及び将来にわたる住民の生活や産業活動の基盤であることを認識した上で、計画的な土地利用を推進していきます。

農用地については、農用地の集積や地産地消、優良農用地の確保と有効利用、畦畔除去等によるほ場の区画拡大整備及び農業用排水路整備などにより、地域の農業振興を推進します。

こうしたことから、将来の他用途土地利用については、無秩序な開発を避けるとともに、市の都市政策と農業政策との整合を図りつつ、秩序ある土地利用の推進を図ります。

<農業振興地域内の用途区分別面積の目標>

区 分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R6 年)	1,795.1	68.0	0.0	0.0	14.0 (0.0)	0.5 0	833.7	31.5	2,642.8	100.0
目 標 (R14 年)	1,793.5	67.9	0.4	0.0	14.0 (0.0)	0.5 0	834.9	31.6	2,642.8	100.0
増 減	▲ 1.6		0.4		0.0		1.2		0.0	

資料：令和 6 年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

1 現在値について

(1) 農用地は、「令和6年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」(R6.12.31 現在)の農業振興地域内のデータ(田・畑・樹園地の合計)

(2) 森林・原野は「令和6年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」による。なお、混牧林地はない。

(3) その他は、農業振興地域全体から農用地～森林・原野を差し引いた面積であり、住宅地や道路、河川・水路、河川敷などである。

2 目標値について

- (1) 農用地は、平成 23～令和 3 年の 10 年間の変化量から、開発分(幸手中央地区産業団地:35.2ha)の減少分を除いて、年間 0.18ha の減少を見込み、9 年後を試算した。
- (2) 農業用施設用地は基礎調査の結果を踏まえ、0.4ha とし、その他面積から控除した。
- (3) 森林・原野は、増減なしとしている。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 1,795.1ha のうち、a～c に該当する約 1,132.5ha について農用地区域を設定する方針です。

a) 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

b) 下記の農業農村整備事業の実施が見込まれる又は行った区域内にある農用地

- ・ ほ場整備事業
- ・ 灌がい排水事業

c) a) 及び b) 以外の土地で、本地域における農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要な土地

- ・ 野菜類などの地域の特産物を生産している農用地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・ 周辺優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・ 地域計画の目標地図で定められた区域内にある土地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人への集積が見込まれる土地
 - ・ 国が補助を行わない農業農村整備事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 都市住民の農業理解を深めるための市民農園
- ただし、c) の土地であっても、次の土地は農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するライスセンターや農機具格納庫など、当該農用地と一体的に保全する必要があるものを農用地区域に設定します。

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用方針

農用地は食料の安定的な供給を行うための基礎的な生産資源です。また、ゆとりとやすらぎの空間、防災空間など本地域の環境保全的機能に大きな役割を果たしており、地域住民だけでなく、市全体に対して必要不可欠な資源となっています。

田は、稲作の生産基盤であり、大部分が標準区画 30a 程度のほ場として整備されています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地の増加が懸念されています。そのため、農用地の集積・集約化を促進し、効率的で生産性の高い土地利用型農業の振興を図る必要があります。特に、農用地の高度化、汎用化に必要な暗渠排水整備とともに、ほ場の大区画化や老朽化が進む農業用排水路の更新などを図るための農業生産基盤整備を推進します。

畑は、多くが宅地又は田に介在していますが、田の汎用化により野菜等の作付けを拡大し、都市近郊の立地を活かしつつ、消費者動向に応じた農産物の多品目化や特産物の産地化、野菜の高品質化で計画生産・安定供給を図ります。

◆農用地区域面積の区域・区分別の見込み

単位: ha

地区名	農用地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A 権現堂地区	211.9	211.4	△0.5	0.1	0.1	0.0	212.0	211.5	△0.5
B 吉田地区	380.7	379.8	△0.9	0.1	0.1	0.0	380.8	379.9	△0.9
C-1 八代中央地区	122.4	122.1	△0.3	0.2	0.2	0.0	122.6	122.3	△0.3
C-2 八代南部地区	193.2	192.8	△0.4	0.0	0.0	0.0	193.2	192.8	△0.4
C-3 八代東部地区	98.8	98.6	△0.2	0.0	0.0	0.0	98.8	98.6	△0.2
D 行幸地区	90.8	90.6	△0.2	0.0	0.0	0.0	90.8	90.6	△0.2
E 桜田地区	34.7	34.6	△0.1	0.0	0.0	0.0	34.7	34.6	△0.1
計	1132.5	1129.9	△2.6	0.4	0.4	0.0	1132.9	1130.3	△2.6

注 1: 現況は農用地区域地番データの積み上げによる(令和6年)。将来は農用地等の面積の確保目標の変化量(H23～R3)が、年平均 0.325ha であることから、8 年後(令和 14 年)までに 2.6ha の減少を見込んだ。これを現況の農地面積に対する割合で振り分けた。

注 2: 採草放牧地、混牧林地は市内に該当がないため、記載していない。

注 3: 地区・区域区分は以下のとおり。大字が混在する地区は「東部、西部」と表記している。

A 権現堂川地区: 大字権現堂、上吉羽、神明内、木立

B 吉田地区: 大字惣新田、細野、下宇和田、上宇和田、下吉羽、西関宿、花島、中島、槇野地

C-1 八代中央地区: 大字神扇、平野、平須賀の東部

C-2 八代南部地区: 大字平須賀の西部、平須賀1丁目、平須賀2丁目、天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1丁目、戸島2丁目、吉野、吉野1丁目

C-3 八代東部地区: 大字中野、長間

D 行幸地区: 大字円藤内、松石、千塚、外国府間、高須賀

E 桜田地区: 大字中川崎

注 4: 地区別面積は㎡単位で集計したものを ha で表記しているため、合計が総計と一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 権現堂川地区：A

本地区は市の中央の北部に位置し、中川の右岸に広がる水田地帯であり、水稻を中心に作付けされています。

中川水系に属する沖積層の肥沃な農地で、昭和 50 年代に埼玉県を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度で整備されています。

用途区分は、一部を農業用施設用地とするものの、全体としては農用地として用途区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

また、企業参入による園芸用施設の設置を推進します。

(イ) 吉田地区：B

本地区は市の東部に位置し、地区の東側には江戸川、西側には中川が流れています。また、地区のほぼ中央に一般国道 4 号バイパスが南北に縦断している地域です。昭和 40 年代に中島用悪水路土地改良区を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度で整備されています。

用途区分は、一部を農業用施設用地とするものの、全体としては農地として区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

(ウ) 八代中央地区：C-1

本地区は、市の中央部に位置する水田地帯で、昭和 40 年代に埼玉県を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度で整備されています。また、地区のほぼ中央に圏央道が開通し、幸手インターチェンジも開設され、幸手中央地区産業団地が整備されています。

用途区分は、J A 埼玉みずほの穀物乾燥調製貯蔵施設などを農業用施設用地とするが、全体としては農用地として区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

(エ) 八代南部地区：C-2

本地区は、市の南部に位置し、杉戸町と隣接した水田地帯で、昭和 50 年代に埼玉県を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度で整備されています。また、杉戸町との行政界を跨ぐ大島新田地区では、倉松川の氾濫を防ぐため、埼玉県を事業主体とした干拓等事業が実施され、大島新田調整池とともに農用地の整備がされています。

用途区分は、一部を農業用施設用地とするものの、全体としては農用地として区分

し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

(オ) 八代東部地区：C－3

本地区は、市の南東部に位置し、杉戸町に隣接する水田地帯であり、地区の東に中川が流れ、中央部には埼玉葛城農道が南北に縦断しています。昭和 50 年代に埼玉県を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度として整備されています。

用途区分は、全体を農地として区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

(カ) 行幸地区：D

本地区は、市の北西部に位置する水田地帯であり、東には権現堂川及び権現堂調整池（行幸湖）、北には中川が流れています。また地区の中央部には都市公園（高須賀池公園）があり、東西には都市計画道路として整備された県道加須幸手線が通っています。

地区の一部は、昭和 40 年代に円藤内土地改良区を事業主体としたほ場整備が実施され、標準区画は 30 a 程度として整備されていますが、一部未整理のほ場も残されています。また、集落周辺の農用地は野菜等の畑作が行われています。

用途区分は、全体を農用地として区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

(キ) 桜田地区：E

本地区は、市の北西部に位置し、久喜市に隣接しています。本地区の多くは、ほ場整備された水田地帯ですが、集落周辺の農用地は野菜等の畑作が行われています。

用途区分は、一部を農業用施設用地とするものの、全体としては農用地として区分し、大型機械等を活用できるようほ場の大区画化や農用地の集積・集約化による合理的な土地利用、農業用排水路等の改修を推進します。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記地番表のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 農業生産基盤の整備の方針

本地域の農用地は大半が水田であり、畑地は集落及びその周辺に散在しています。

水田は、概ねほ場整備が完了していますが、一部に排水条件の悪い地域については再整備を進めます。また、昭和40年代から50年代にかけて整備された水田は、標準区画が30a程度であり、生産性向上を図るためのほ場の大区画化や汎用化を検討します。さらに耐用年数が経過した農業用排水施設は、順次更新に努めます。

農用地周辺の道路は、昭和40年代から50年代にかけてほ場整備の実施された区域で大型機械の農用地への出入りが可能になっていますが、それ以前に土地改良事業を実施した地域では一部道路幅員が狭い所があるため、適正な幅員を確保できるよう整備を推進します。

こうした取組みを通じて農作業の効率化による生産性の高い都市近郊型農業を目指し、低コスト農業の確立、活力ある地域と農村環境の整備を推進します。

(2) 地区別整備の方針

ア 権現堂川地区

本地区では、ほ場整備が完了していますが、今後は、整備された農業用排水路等の土地改良施設の改修、修繕を中心に維持管理を推進します。また、農用地周辺の道路の適正な幅員の確保などを考慮した農業生産基盤整備を推進します。

イ 吉田地区

本地区では、中川の東側でほ場整備が完了しています。中川の西側も、すでに基盤整備された水田地帯となっています。今後は、整備されたほ場の大区画化を検討するとともに、農業用排水路などの土地改良施設の改修、修繕を中心に維持管理を推進します。

ウ 八代中央地区

本地区は、ほ場整備が完了し、集团的優良農地が形成されていますが、整備後約40年以上を経過したことから、県営事業による湛水防除事業を実施しました。

今後は、耐用年数が経過している農業用排水路等の灌がい排水施設の改修、修繕を中心に維持管理を推進するとともに、集団化したほ場の大区画化を推進することにより土地利用の高度化、高性能機械の導入による生産性の向上と農作業の効率化による生産性の高い都市近郊型農業の実現を推進します。

エ 八代南部地区

本地区は、倉松川の沿岸地域ではほ場整備が完了した集团的優良農地が形成されています。大島新田地区での県営干拓事業も完了し、低湿田地帯としての条件も改善されてきました。

今後は、耐用年数が経過している農業用排水路等の灌がい排水施設の改修、修繕を中心に維持管理を推進するとともに、集団化したほ場の大区画化を推進することにより土地利用の高度化、高性能機械の導入による生産性の向上と農作業の効率化による生産性の高い都市近郊型農業の実現を推進します。

オ 八代東部地区

本地区は、神扇落悪水路の下流に位置し、ほ場整備が完了した集团的優良農地が形成され、水稻を主として生産性の高い農業経営が行われています。

今後は、耐用年数が経過している農業用排水路等の灌がい排水施設の改修、修繕を中心に維持管理を推進するとともに、集団化したほ場の大区画化を推進することにより土地利用の高度化、高性能機械の導入による生産性の向上と農作業の効率化による生産性の高い都市近郊型農業の実現を推進します。

カ 行幸地区

本地区は、ほ場整備が完了し、集团的優良農地が形成された地域もありますが、土地改良事業の実施時期が古い千塚地区などでは、排水不良のほ場が残されています。

今後は、集团的優良農地の保全とともに、排水不良のほ場の再整備を推進し、土地利用の高度化、水利用の合理化、高性能機械の導入による生産性の向上と農作業の効率化による生産性の高い都市近郊型農業の実現を推進します。

キ 桜田地区

本地区は、土地改良事業の実施時期が古い地域が多く、ほ場の区画も小規模であり、農用地周辺の道路の幅員も狭いのが現状です。

今後は、集团的農用地の再整備を検討しつつ、農用地周辺の道路整備による適正な幅員確保を図ります。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地の増加が懸念されています。荒廃農地は、近隣の農用地等の農業生産環境に悪影響を与え、地域の営農環境に大きな影響を及ぼすばかりでなく、良好な田園風景を阻害する要因でもあります。

そのため、農業生産に必要な農用地等を営農に適した良好な状態で確保し、有効利用するために、適切な土地利用計画策定、土地利用型農業の推進と耕地利用率の向上、農地中間管理事業を活用した農用地の利用集積を推進します。

(1) 適切な土地利用の推進

優良農地の確保を図っていくため、適切な土地利用計画に係る制度である農業振興地域の整備に関する法律に基づき、適切な土地利用を推進します。

(2) 土地利用型農業の推進と耕地利用率の向上

農用地等の有効利用を図っていくため、農用地の利用集積、ほ場の再整備を図り、米麦、大豆を中心とした土地利用型農業の推進と耕地利用率の向上を図ります。

(3) 農用地の利用集積・集約化の推進

農業経営基盤強化促進法第十九条に規定する地域計画の策定を推進することで、農用地の集積・集約化の方向性を明らかにし、農業経営基盤強化促進事業を活用した農用地の利用の効率化や高度化を促進します。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消活動の支援

ア 認定農業者等の担い手への利用集積

農用地所有者の耕作再開を促すとともに、農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の地域の中心となる担い手や新規就農者への利用集積を推進します。

イ 景観形成作物の栽培による美しい地域づくりの推進

多面的機能支払交付金等を活用して、美しい地域づくり、景観形成を推進します。

(2) 農用地等の保全管理のための支援

農用地等の保全や農業用排水施設の適切な保全管理を持続的に行うため、多面的機能支払交付金等を活用し、農用地法面の草刈りや農業用排水路の泥上げなどの農地維持活動や、農村環境の資源向上活動を支援します。

(3) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

令和2年の農林業センサスによると、本市の1経営体当たりの耕地面積は1.3haとなっていますが、ほとんどが家族経営体であり、経営耕地面積が1.0ha未満の経営体が約53.1%を占めています。首都圏に位置し近隣に就労機会があること、機械化が可能な水田農業を中心としてきたことから兼業化も進み、農家数も減っています。

こうした中、農用地の資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をしてきませんでした。しかし、近年になって、兼業農家の高齢化が進んでいること、農業機械の更新時期にさしかかっていること、世代交代などを契機に急速な農用地の流動化が進む可能性が高まってきました。

農用地等を将来にわたって有効に活用していくためには、効率的かつ安定的な農業者への農用地の利用集積を促進することにより、農業経営規模の拡大を実現し、生産性の向上と農業の経営体質強化を図ることが重要となります。

今後は、農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業後継者の育成を積極的に進め、併せて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用した農用地の集積・集約化施策の活用、農作業の受委託を含めた幅広い形での地域の中心となる経営体への利用集積を図ります。

その上で効率的かつ安定的な農業経営として、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を50%とします。

農業生産を担う農家は、農業経営の発展をめざし、農業を主体とする経営体が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、魅力ある農業の確立を図ります。

担い手農家への農用地の利用集積については、集落での話し合い等を通じて、地域計画の策定に取り組み、農用地の貸し手と受け手に係る情報を把握し、農用地の貸借や農作業の受委託を促進し、地域農業の担い手への農用地の利用集積・集約化による規模拡大を図ります。

担い手農家の営農類型については、重点作物である水稲、小麦のほか、ブロッコリー、たまねぎなどの露地野菜、トマトなどの施設野菜を組み合わせた複合経営などを推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進します。

表 個別経営体による経営類型とその目標

	経営類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸 数 (経営体数)	流動化目標 面積 (ha)
個別 経営 体	主穀単一経営	15ha	水稲 5ha 小麦 3ha 水稲作業受託 10ha (基幹 3 作業) 小麦全作業委託 7ha		
	主穀複合経営	10ha	水稲 6.5ha 小麦 2.5ha たまねぎ 0.5ha ブロッコリー 0.5ha		
	酪農経営	経産牛 35 頭 飼料作付地 5ha	乳用牛 45 頭 飼料作物 イタリアンライグラス 5ha とうもろこし 2.5ha ソルガム 2.50ha		
	施設トマト複合経営	ビニールハウス 0.2ha 水田 2.0ha	促成トマト 0.2ha ブロッコリー 0.5ha 水稲 1.5ha		

資料: 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年9月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、県や農業関係団体と連携し、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進を図ります。

また、魅力ある農業経営を目指すため、集落内における農用地の貸し手と受け手に係る情報を把握して、農用地の利用集積・集約化の姿を示した目標地図を含む地域計画の策定を進め、農地貸借の促進と農作業の受委託の促進を図り、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努めます。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 広報活動

農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るため、広報紙やリーフレット等の活用により、農業生産組織や農業者に対し、農地中間管理事業や農用地の流動化についての周知を図ります。

(2) 農用地流動化の強化

農業委員会を核とした農用地の流動化を一層活性化させ、掘り起こし活動の強化を推進します。また、農作業の受委託に係る情報などについても、一元的把握のもと、農業従事者のニーズを適切に結びつけ、農用地の利用を支える取組みを促進します。

(3) 農業経営の指導育成、農用地等の効率的利用

経営規模の拡大及び農用地等の集団化による生産性向上を図るとともに、農業関係機関が一体となり、認定農業者、地域農業集団、農業生産組織の育成・強化を進め、他産業従事者と均衡する所得が期待できる農業経営の指導育成、農用地等の効率的利用を推進します。

(4) 荒廃農地解消の対策

農用地の利用状況及び利用意向調査を実施するとともに、意欲のある担い手農家などへ農用地の利用集積・集約化を行う農地中間管理事業を推進することで、荒廃農地の解消を図ります。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作目として、水稻、露地野菜（だいこん、ねぎ、ブロッコリーなど）、施設野菜（トマトなど）が挙げられます。これら主要作目に関わる農業近代化施設については、ほ場の大区画化や水田の汎用化、A I や I O T といったスマート農業などの農業生産技術の進展の動向を踏まえて整備することとします。なお、穀物乾燥調整施設などの農業近代化施設は、建設から 20 年以上が経過し老朽化が進んでいることから改修、整備を推進します。

また、消費者ニーズに対応した農業の持続的な発展を図るため、地域の特性に応じた生産団地を育成し、生産振興を図るとともに、環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組み、特産物の栽培促進による産地化、地産地消による活力ある地域づくりを推進します。その中で、消費者の声を直接聞ける農産物直売施設など、農業者と消費者との交流の場の確保を図ります。

さらに、農業生産基盤の整備と併せて、担い手農家等の法人化の推進により農業生産体制の強化を図りつつ、施設の効率的利用と維持管理体制の確立に努めます。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業においては、農業生産の基礎的資源である農用地が減少しているとともに、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより荒廃農地の増加が懸念されています。このため、農業生産に必要不可欠な農用地の保全とともに、担い手の育成・確保を図る必要があります。

担い手の育成・確保にあたっては、担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、スマート農業技術の進展など今後の農業生産技術の動向を踏まえ、農業生産基盤の整備、農用地の保全、農業近代化施設の整備を推進します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

市農業委員会やJA埼玉みずほ、埼玉県などの協力の下、認定農業者や組織経営体、今後認定を受けようとする農業従事者、生産組織などを対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化などの経営改善方策の研修会の開催を行います。

(1) 認定農業者の育成

本市は、将来にわたって地域農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業従事者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るための自主的な努力を支援します。

また、意欲ある農業従事者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業の認定農業者制度、その他の措置を総合的に推進します。

(2) 新規就農者・農業後継者の育成

農業労働力が他産業へ流出するとともに、農業従事者の高齢化、後継者不足により担い手不足が深刻化しており、今後、本市の農業が持続的に発展するためには、経営感覚に優れた新規就農者・農業後継者の確保が重要な課題となっています。

このため、関係機関との連携を密にしながら、担い手に関連する情報を積極的に受発信し、意欲ある新規就農者や農業後継者の育成・確保を推進します。

(3) 農業経営の組織化・法人化の推進

集落内の話し合いを密にし、集落内の農家の共同作業による集落営農など、農業生産の組織化を推進します。また、集落営農の実現が困難な地域では、集落外の農家グループによる農作業の受託組織や農業協同組合による農作業の受託組織など、地域の実態に

即した多様な生産組織の育成を推進します。さらに、農産物の直売などといった地域に基盤を築けるような組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を推進します。

（４）高齢農業者の支援

本市の農業を担う農業従事者は高齢化が進行していますが、長年培ってきた豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題となっています。

そこで、地域の高齢者を農業や地域活動の担い手として、また、農村の生活文化の伝承者として位置づけ、地域農業の展開、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化など、生涯現役をモットーに高齢者が生きがいを持って、農業に関する活動を行うことができる体制づくりを推進します。

（５）女性農業者の支援

本市の農業従事者のうち、女性の農業従事者は38.4%（「第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」参照）となっておりますが、その多くが自営農業者であり、今後は高齢化や後継者の他産業への流出により減少することが見込まれます。このため、女性農業者の働きやすい環境づくりとして家族経営協定の締結を促進するとともに、農業経営改善計画の共同申請や地域計画策定の話し合いの場への参加を呼びかけるなど、地域農業への積極的な参画を促し、女性農業者の育成・確保を推進します。

また、農産物直売所・農産物加工所の支援や研修会開催等による経営能力の向上、女性農業者の地位向上など、女性農業者がいきいきと働き、やりがいやゆとりをもって働ける環境づくりを推進します。

さらに、農産物や加工品の直売、地元の食材を使った飲食物の提供など、女性の経験・能力を最大限活用するため、特産品・加工品開発を推進します。

（６）食農教育の推進

子どもたちの農業への理解を醸成し、次代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の推進を図ることが重要です。このため、小中学校での学習農園の実施など学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供などの食農教育を推進します。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市農業は兼業化の傾向にあり、兼業農家の農業従事者がより安定的な就業の場を促進していくため、農産物や加工品の直売、地元の食材を使った飲食物の提供、生産から加工、販売が一体化した「農業における6次産業化」や、都市住民とのふれあいのある農業を推進します。

※「6次産業」とは、1次産業、2次産業、3次産業を掛け算すると“6次産業”ということになります。産業分類では、1次産業は農林水産業、2次産業は製造業・加工業、3次産業は卸売・小売業、サービス業などを指し、「農業における6次産業化」とは、農業者自らが、1次産業である農業生産だけでなく、2次産業的な農産物加工や食品加工、さらに3次産業的な農産物の流通・販売を行うことで、農業者の所得向上を図る取組みのことです。

上段:人

区分	男女別・就業地別						合 計		
	市内			市外					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営農業のみ	239	183	422	6	4	10	245	187	432
	55.3%	42.4%	97.7%	1.4%	0.9%	2.3%	56.7%	43.3%	100.0%
自営兼業	106	53	159	13	7	20	119	60	179
	59.2%	29.6%	88.8%	7.3%	3.9%	11.2%	66.5%	33.5%	100.0%
常勤	51	15	66	137	35	172	188	50	238
	21.4%	6.3%	27.7%	57.6%	14.7%	72.3%	79.0%	21.0%	100.0%
日雇い・パート・ アルバイト	29	39	68	14	27	41	43	66	109
	26.6%	35.8%	62.4%	12.8%	24.8%	37.6%	39.4%	60.6%	100.0%
その他	57	44	101	7	3	10	64	47	111
	51.4%	39.6%	91.0%	6.3%	2.7%	9.0%	57.7%	42.3%	100.0%
合計	482	334	816	177	76	253	659	410	1069
	45.1%	31.2%	76.3%	16.6%	7.1%	23.7%	61.6%	38.4%	100.0%

資料:「幸手市農家アンケート調査」結果(令和4年11月)より

(農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 6次産業化の推進

商工事業者や関係機関と連携し、農業者自らが行う幸手産農産物を利用した加工品の研究開発を支援し、農産物加工、流通・販売を行う農業の6次産業化を実現することにより、市内での就業機会の確保を促進します。

(2) 都市住民とのふれあい農業

都市住民との交流は、消費者との相互理解、食料の産地でもあるという地域に対する再認識につながるといった効果を有する取組みであるとともに、農産物の需要拡大の効

果が期待されています。

これを実現するため、農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、伝統文化などの地域資源を活かし、都市住民が、実際に農作業を体験する市民農園や体験農園などが一体となった交流拠点の整備を推進します。

(3) 地産地消の推進

農産物への安全・安心志向の高まりや生産者の直接販売の取組みが進む中、農産物を通じて、市内の消費者と生産者を結びつける機会を積極的に確保し、地産地消を推進します。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域は、農用地と水資源を活用し、安定的な農産物を供給する地域であるとともに、非農業者を含めた地域住民の生活空間です。また、農業者の適切な農業生産活動によって発揮される農地の洪水防止、水資源の涵養、土壌浸食防止、大気浄化、気象緩和、保健休養といった多面的機能を発揮している重要な空間です。

今後、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくために、農業生産基盤とともに、生活環境の整備を総合的に行い、ゆとりとやすらぎに満ちた活力ある地域づくりを目標とします。

(1) 安全性

老朽化等による農業用排水路の構造物の損壊や大雨等による水路敷の陥没など、危険箇所の対策工事による基盤の整備を進めます。

(2) 保健性

上水道等の安定供給と排水等の適正な処理、保健医療体制の整備は、健康で快適な市民生活を支える基盤となるものです。

本市では、全世帯に上水道を整備しており、今後とも快適な住環境づくりに努めていきます。

(3) 利便性

主要道路は概ね整備されていますが、その他の道路については、未整備の箇所も見られることから、こうした道路の整備に努めます。

(4) 快適性

農村住民にとって意思疎通の場である集会施設は、各集落単位に概ね整備されています。

また、農村全体を対象とした集会施設はもとより、教養、娯楽など多目的かつ総合的な機能を備えた農村文化センターを設置しており、心のふれあいの場として活用されるよう、利用促進を図ります。

(5) 文化性

農村社会の形成上、特に連帯意識の向上を図りつつ、文化に関する事業や教養の向上を実現します。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（附図1号） | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号） | |
| 3 | 農用地等保全整備計画図（附図3号） | 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（附図4号） | |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号） | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図（附図6号） | |

別 記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記地番の区域の土地を農用地区域とします。

イ 現況森林、原野等にかかる農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は以下のとおりです。

ア 農地

農業用施設用地として用途区分された土地を除く土地。

イ 農業用施設用地

別記地番表のとおり。